



いるか保育園 規約

第1条 名称

本保育所は、いるか保育園と称するものとする。

第2条 所在地

本保育所は、加古川市加古川町平野84番地2号におくものとする。

第3条 目的

家庭内での保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする。

第4条 入園資格

3ヶ月健診終了より6歳までの乳幼児とする。

第5条 園児資格／有効期限

本保育所の書面にて入園申込をし、承認を得た上、入園料を納入された乳幼児を園児とする。但し、入園料は初回入園日より6年間有効とする。

第6条 園児資格の一時停止

園児もしくは保護者が次の各項に該当すると認められた場合は、資格の一時停止、または除名することができるものとする。

1. 本保育所の規定に違反した場合。
2. 本保育所の名誉及び信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。
3. 入園料・保育料金等の支払を滞納し期限を定めた催告にも応じない場合。

第7条 園児資格の喪失

園児資格を次の場合に喪失するものとする。

1. 園児保護者による退園の申出があった場合。
2. 保護者が本保育所にふさわしくない行動をとった場合。

第8条 規約の改定

本規約の改定は、いるか保育園が定め、その効力は全園児ならびに保護者に及ぶものとする。

第9条 保険の適応

事故・賠償責任等は、当社加入の保険会社規定の範囲内で保証されるものとする。